



平成 27 年 11 月 2 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ゲ オ ホ ー ル デ ィ ン グ ス
本 社 住 所 愛 知 県 名 古 屋 市 中 区 富 士 見 町 8 番 8 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 遠 藤 結 蔵
(コード番号:2681 東証 第一部)
問 合 せ 先 情 報 管 理 部 GM 三 谷 康 生
(TEL 052-350-5711)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 2 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的

当社は、株主に対する利益還元を経営の重点課題の 1 つと認識し、安定的な経営基盤の確保と利益率の向上に努めるとともに、業績に応じた配当を行うことを中心として、株主の皆様に対する利益還元策を適宜実施していくことを基本方針としております。

また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めており、平成 26 年 9 月 3 日から平成 27 年 6 月 23 日にかけて市場買付けの方法により 1,720,200 株の自己株式の取得を実施しております。当社は、資本効率を常に意識し更に改善に努めるとともに、経営環境の変化に応じて株主利益に資する資本政策を機動的に検討していくことを志向して参りました。

かかる方針に従い、株主の皆様への利益還元の更なる強化策を検討した結果、一定量の自己株式の取得は、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率向上に寄与し、株主利益に資するものであるとの判断に至りました。自己株式の具体的な取得方法について様々な選択肢を検討しましたが、比較的短期間に相当規模の自己株式を取得することにより資本効率の向上が期待できるという観点から、平成 27 年 10 月上旬、当社の主要株主である筆頭株主の株式会社城蔵屋（以下「城蔵屋」といいます。本日現在の保有株式数は 13,985,800 株であり、当社の発行済株式総数（54,753,200 株）に対する保有株式数の割合（以下「保有割合」といいます。）にして 25.54%（小数点以下第三位を四捨五入。以下保有割合の計算において同じ。））に対して、その保有する当社普通株式の一部の当社への売却の検討を打診したところ、同社より当社普通株式を売却することの可否について検討するとの回答を得ました。城蔵屋は、当社代表取締役社長である遠藤結蔵氏の資産管理会社であり、遠藤結蔵氏は同社の代表取締役を兼務しております。

そこで、当社は、城蔵屋から当社普通株式を取得することを前提に、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況の観点から、株主の皆様が所定の買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの手法が最も適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本買付け価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った

価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付け価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本買付け価格について検討を行いました。

上記検討を踏まえ、当社は、平成 27 年 10 月下旬、城蔵屋に対して、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部（以下「第一部」といいます。）における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部である 4,500,000 株（保有割合にして 8.22%）を上限とする応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、平成 27 年 10 月 30 日、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成 27 年 11 月 2 日の前営業日（平成 27 年 10 月 30 日）の東京証券取引所第一部における当社普通株式の終値 1,815 円に対して、9.09%（小数点以下第三位を四捨五入。以下ディスカウント率の計算において同じ。）をディスカウントした額に相当する 1,650 円を、本買付け価格として城蔵屋に提示いたしました。その結果、平成 27 年 10 月 30 日、城蔵屋より、当社が上記条件にて本公開買付けの実施を決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である 4,500,000 株（保有割合にして 8.22%）について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成 27 年 11 月 2 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け予定数については、城蔵屋以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、4,600,000 株（発行済株式総数に対する割合にして 8.40%（小数点以下第三位を四捨五入））を上限としております。なお、本公開買付けに要する資金につきましては、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成 27 年 8 月 11 日に提出した第 28 期第 1 四半期報告書に記載された平成 27 年 6 月末現在における当社連結ベースの手許流動性（現金及び預金）は約 308 億円であり、本公開買付けの買付け資金を充当した後も当社の手許流動性は十分確保でき、更に事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。

なお、前記のとおり、当社代表取締役社長である遠藤結蔵氏は、城蔵屋の代表取締役を兼務しており、本公開買付けにおいて特別利害関係を有する可能性があることから、本公開買付けにおける利益相反を回避し、公正性を高める観点から、当社と城蔵屋との事前の協議及び交渉には城蔵屋の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、また、本公開買付けの実施に関する当社取締役会における審議及び決議には参加していません。

また、当社は、城蔵屋より、本公開買付けに応募しない当社普通株式（9,485,800 株、保有割合にして 17.32%）については、現時点において、継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成 27 年 11 月 2 日開示）

（1）決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	4,600,100 株（上限）	7,590,165,000 円（上限）

（注 1）発行済株式総数

54,753,200 株

（注 2）発行済株式総数に対する割合

8.40%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注 3）取得する期間

平成 27 年 11 月 4 日から平成 28 年 1 月 31 日まで

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成 27 年 11 月 2 日 (月曜日)
② 公開買付開始公告日	平成 27 年 11 月 4 日 (水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成 27 年 11 月 4 日 (水曜日)
④ 買付け等の期間	平成 27 年 11 月 4 日 (水曜日) から 平成 27 年 12 月 2 日 (水曜日) まで (20 営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,650 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、当社が本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 27 年 11 月 2 日の前営業日 (平成 27 年 10 月 30 日) の東京証券取引所第一部における当社普通株式の終値 1,815 円、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,823 円 (小数点以下四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じ。)、及び同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,830 円を参考にいたしました。

その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

上記検討を踏まえ、当社は、平成 27 年 10 月下旬、城蔵屋に対して、東京証券取引所第一部における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部である 4,500,000 株 (保有割合にして 8.22%) を上限とする応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本買付価格について検討を行いました。

当社は、平成 27 年 10 月 30 日、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成 27 年 11 月 2 日の前営業日 (平成 27 年 10 月 30 日) の東京証券取引所第一部における当社普通株式の終値の 1,815 円に対して、9.09%をディスカウントした額に相当する 1,650 円を、本買付価格として城蔵屋に提案いたしました。その結果、平成 27 年 10 月 30 日、城蔵屋より、当社が上記条件にて本公開買付けの実施を決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である 4,500,000 株 (保有割合にして 8.22%) について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。以上を踏まえ、当社は、平成 27 年 11 月 2 日開催の取締役会において、本買付価格を 1,650 円に決定いたしました。

なお、本買付価格である 1,650 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成

27年11月2日の前営業日（平成27年10月30日）の当社普通株式の終値1,815円から9.09%、同日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,823円から9.49%、同日までの過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,830円から9.84%、それぞれディスカウントした金額になります。

② 算定の経緯

当社は、株主に対する利益還元を経営の重点課題の1つと認識し、安定的な経営基盤の確保と利益率の向上に努めるとともに、業績に応じた配当を行うことを中心として、株主の皆様に対する利益還元策を適宜実施していくことを基本方針としております。

かかる方針を背景として、平成27年10月上旬、当社の主要株主である筆頭株主の城蔵屋に対して、その保有する当社普通株式の一部の当社への売却の検討を打診したところ、同社より当社普通株式を売却することの可否について検討するとの回答を得ました。そこで、当社は、城蔵屋から当社普通株式を取得することを前提に、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況の観点から、株主の皆様が所定の公開買付期間中に市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が最も適切であると判断いたしました。

また、本買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。

その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本買付価格について検討を行いました。

上記検討を踏まえ、当社は、平成27年10月下旬、城蔵屋に対して、東京証券取引所第一部における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部である4,500,000株（保有割合にして8.22%）を上限とする応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成27年11月2日の前営業日（平成27年10月30日）の東京証券取引所第一部における当社普通株式の終値1,815円に対して、9.09%をディスカウントした額に相当する1,650円を、本買付価格として城蔵屋に提示いたしました。その結果、城蔵屋より、当社が上記条件にて本公開買付けの実施を決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である4,500,000株（保有割合にして8.22%）について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成27年11月2日開催の取締役会において、本買付価格を、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成27年11月2日の前営業日（平成27年10月30日）の東京証券取引所第一部における当社普通株式の終値1,815円に対して、9.09%をディスカウントした額に相当する1,650円とすることを決定いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	4,600,000株	一株	4,600,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数（4,600,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（4,600,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の

改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

7,621,000,000円

(注) 買付予定数(4,600,000株)を全て買付けた場合の買付代金(7,590,000,000円)に、買付手数料及びその他の費用(本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成27年12月25日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i) 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にとっては、住民

税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

- (ii) 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、城蔵屋より、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である4,500,000株（保有割合にして8.22%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。

なお、当社は、城蔵屋より、本公開買付けに応募しない当社普通株式（9,485,800株、保有割合にして17.32%）については、現時点において、継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

③ 当社は、平成 27 年 10 月 28 日に「平成 28 年 3 月期の業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、当社の業績予想の修正は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は当社が公表した内容を一部抜粋したものです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成 28 年 3 月期第 2 四半期連結業績予想の修正

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	1 株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	127,000	5,000	5,200	2,700	51.59
今回修正予想 (B)	124,546	8,101	8,765	5,417	103.50
増減額 (B-A)	▲2,454	3,101	3,565	2,717	—
増減率 (%)	▲1.9	62.0	68.6	100.6	—
(ご参考) 前期第 2 四半期実績	124,932	2,542	2,769	2,883	53.46

平成 28 年 3 月期通期連結業績予想の修正

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1 株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	275,000	8,500	9,000	4,500	84.64
今回修正予想 (B)	272,000	13,600	14,600	8,600	164.30
増減額 (B-A)	▲3,000	5,100	5,600	4,100	—
増減率 (%)	▲1.1	60.0	62.2	91.1	—
(ご参考) 前期通期実績	270,308	9,558	10,030	7,337	137.99

(ご参考) 平成 27 年 9 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) 52,521,700 株
自己株式数 2,106,500 株

以 上